

犯罪防止刑事司法 NGO 連盟細則¹

1. 本細則の目的

- 1.1 犯罪防止刑事司法 NGO 連盟（以下「連盟」という。）細則は、連盟規約を補足し、連盟による種々の意思決定手続の運用を定める。
- 1.2 本細則は、総会による承認・採用されることを要する。

2. 定義

- 2.1 総会（2002年オーストリア団体法規定のもの）は、会費を納めている全会員が出席できる。年次総会は、毎年、できるだけ国連犯罪防止刑事司法委員会の会議期間中に開催し（通常、ウィーン国際センターにおいて開催）、臨時総会は、規約及び以下の条項に従い、やむを得ない事由がある場合を除き、可能な限り国連薬物犯罪事務所（UNODC）の主要な会議（COPUNTOC、CSPUNCAC 及び CND）²期間中に開催することができる。総会でなされた決議又は決定のみが効力を有する。
- 2.2 理事会は、上級理事会及び拡大理事会の二種とする。上級理事会は、理事長、財務責任者及び事務局長で構成する。拡大理事会は、前記3名のほか副理事長5名及び理事5名で構成する。理事会は執行機関（2002年オーストリア団体法規定のもの）とする。理事会は、連盟規約により他の機関に属さない全ての権限及び責任を有する。理事は、理事会で選挙された会員代表者から正当に指名された者とし、その権限及び責務は後記第11条で定めるとおりである。以下、上級理事会及び拡大理事会を併せて「理事会」という。
- 2.3 監査人2名は、理事会の助言に基づき、1期2年として総会により指名される。監査人は、監査分野の専門家として認めら相応の経験を有する者であり、報酬を受領することもできる。
- 2.4 会員は、規約その他以下の条項に従い理事会により入会申請を承認された非政府団体又は個人連盟を含むものとする。会員には、議決権を有し、又は選任された普通会员（規約4.2.1）、議決権のない特別会員及び個人会員（規約4.2.2）及び名誉会員（規約4.2.3）が含まれる。
- 2.5 資格ある会員は、継続的に毎年の会費に同意して支払っている団体及び個人である。普通会委員は総会に先立ち、当該年度の会費全額を支払済みであるときは、議決権を行使することができる。

3. 入会申請

- 3.1 規約に従い、国連経済社会理事会（ECOSOC）の諮問資格、特別諮問資格又はこれら

¹ 原文：BYLAWS OF THE ALLIANCE OF NGOS FOR CRIME PREVENTION AND CRIMINAL JUSTICE
Alliance は通常「同盟」と和訳されるが、ここでは「連盟」と訳出する（略記の際に国際連合と混同されないように「連盟」とする意味もある）。

² COPUNTOC：United Nations Convention against Transnational Organized Crime 国連国際組織犯罪条約
CSPUNCAC：United Nations Convention against Corruption 国連腐敗防止条約
CND：Commission on Narcotic Drugs 国連麻薬委員会

と同等の地位を有する全ての団体並びに連盟の目的に大きく貢献する団体又は市民社会組織は、普通会员として入会申請をすることができる。

- 3.1.1 国連経済社会理事会（ECOSOC）の諮問資格、特別諮問資格又はこれらと同等の地位を有する団体は、ECOSOC に登録された団体の正式名称に関する情報を提供するものとする。
- 3.1.2 ECOSOC 非登録団体で、普通会员資格を有するものは、次の a)又は b)に従い、連盟目的に大きく貢献することを示す書面を提供するものとする。
 - a) 国連薬物犯罪事務所（UNODC）で特別資格を有することの証明。例として、国連腐敗防止条約（UNCAC）若しくは国連国際組織犯罪条約（UNTOC）（同手続法第 17 条に基づく）又は国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS、ECOSOC 決議 1996/31 第 44 条）
 - b) 上記に該当しないときは、次の書面
 - 基本協約、憲章、規約、細則又はこれらと同等のもので、組織図添付推奨
 - 登録証明その他団体の存在を証明するもの（少なくとも 2 年分）
 - 最新の年次報告
 - 出版、最近の記事又は宣言の例示
- 3.1.3 規約に従って、個人は、理事会の決定により、連盟の目的追求に関連する活動に基づいて会員申込みをすることができる。申込みの際には、理事 1 名の支持がなければならない。
- 3.2 入会申請書を受領したときは、連盟の上級理事会は、まず普通会员、特別会員、個人会員の資格に関して書類審査を行う。資料が不十分なときは、申請者は追加資料の提出を求められる。
- 3.3 入会申請書が受理された後、理事会はこれを審査する。
- 3.4 申請後 1 週間以内に又は直後の関連会議までに理事から異議が出ないときは、入会申請者は、提出した資料に基づきこれに応じた資格の会員として承認される。審査結果は連盟の上級理事会が入会申請者に連絡し、資格に応じた会費納入の請求と共に入会歓迎の書状を送付する。
- 3.5 理事会により入会が承認されなかったときは、事務局長が拒否理由の説明書と共に入会不承認の書状を送付する。
- 3.6 入会不承認となった団体及び個人は、不承認事由に関する説明を付して再度入会申請書を提出し、又は総会に不服申立をすることができる。不服申立ては、連盟に e メールで送信するものとし、当該判断を行う総会の 3 週間前までに受信されなければならない。
- 3.7 上級理事会は、新会員及び入会不承認の報告を総会に報告するものとする。

4. 会員資格の終了

- 4.1 団体会員及び個人会員は、2 年連続して会費を支払わないときは、任意に退会したものとみなす。
- 4.2 前項の場合、連盟は会委員に対し少なくとも 2 回通知する。最終通知から 1 か月以内に十分な回答がないときは、団体会員又は個人会員は連盟の会委員資格を喪失する。

- 4.3 団体会員が、法的地位の変更など当該団体会員資格基準に従うことにより連盟の会員資格を喪失するなど諸事情の変更が生じているときは、上級理事会は当該団体会員に対し入会の再申請又は任意退会のいずれかを求めるものとする。
- 4.4 前項の場合、連盟は会委員に対し少なくとも2回通知する。最終通知から1か月以内に十分な回答がないときは、当該団体は連盟会員資格を喪失する。
- 4.5 会員が連盟規約による会員資格の基準及び義務に違反し、又は連盟の名誉を毀損したとみなされるときは、他の会員が上級理事会に書面で報告し、又は上級理事会自らその旨認定することができる。
- 4.6 前項の場合、上級理事会はこれを審査し、必要と認められるときは次の総会にて考慮するよう正式報告書を提出する。問題とされる当該会員は、当該総会で意見を述べる権利を有する。会員の除名決定は、総会の同意を得て行い、又は有効投票数の過半数をもって行う。
- 4.7 重大な不正行為の場合、理事会は総会による決定まで会員資格を停止することができる。
- 4.8 上級理事会は、総会において団体会員及び個人会員が会員資格を喪失したことを報告するものとする。

5. 会費及び支払

- 5.1 会費は、理事会の提案に基づき、総会において出席した議決権数の過半数をもって承認される。
- 5.2 会費は、現金（ユーロ）又はウィーンにある連盟預金口座に送金して支払う。会員に生じる銀行手数料については、連盟は負担しない。会員は、会員の名称及び当該支払の年度を明示することが求められる。上級理事会は、事前に、年次総会時に次年度の会費支払を容易にする条項を定める。
- 5.3 受領した会費は、連盟により毎月末で締め、中央データベースに登録される。
- 5.4 会員は、eメールで連盟の財務責任者宛てに、会費支払の請求書又は領収書を求めることができる。

6. 総会の準備

- 6.1 上級理事会は、前記2.1に従い、毎年、年次総会を開催する。
- 6.2 上級理事会は、必要に応じて、連盟規約に従って提出された正式要請から2週間以内に臨時総会を開催する。
- 6.3 上級理事会は、全会員に対し、遅くとも総会の4週間前までに、総会の日時を、議事と場所を明示してeメールで通知する。理事会の欠員を選挙する場合は、資格のある候補者及びその詳細（後記9.11参照）に関する一覧当該総会日の4週間前に送付するものとする。
- 6.4 上級理事会は、その後全会員に対し、総会用の追加資料を、遅くとも総会の1週間前までにeメールで、次のものを送信する。
 - 理事会の関連報告（連盟の活動、財政状況等）
 - 関連の議論用書面

- 採決のための決議案
 - オンライン出席又は委任状による代理出席に関する指示書（必要なとき）
- 6.5 総会における決定は、有効投票数の過半数をもって行う。定足数は、出席する普通会員、オンライン出席又は代理出席を含むものとする。しかし、決定するには、正式の普通会員 50 パーセント以上が定足数となる（2002年オーストリア団体法規定のもの）。総会開始時において定足数に満たないときは、会議を停止し、30分後に進行し、議事に含まれている決議案について議論し採用する。
- 6.6 総会の議事は、次の事項を含む関連分野を取り扱う際に明示されるものとする。
- 報告書の承認（過去の総会議事録、理事長・事務局長・財務責任者の報告書）
 - 暫定予算の承認
 - 直近の報告書及び監査済みの年次会計報告書の承認
 - 理事会の理事に関する選挙（後記 9 参照）
 - 検査役³の選挙（必要なとき）
 - 監査人の指名（必要なとき）及び連盟と監査人間の契約（必要なとき）の同意
 - 決議の議論及び証人（後記 8 参照）
 - その他の事項

7. 非公式会合

- 7.1 連盟は、会員の交流に資するため、必要な議論するため、非公式会合を別に開催する。会員には会合の 2 週間前に事前通知する。しかし、この会合では決定又は決議を行うことができない。この会合は、広く情報を共有するため、オンラインによる出席も認める。

8. 総会決議の投票

- 8.1 （上級理事会により決定される運営上の決定のほか）総会でなされた決議又は決定のみが効力を有する。
- 8.2 上級理事会は、総会において、議論の要点につき同意があるときは、ある出席者が反対し投票を行うことを求める場合を除き、全出席者の同意方式によることを求めることができる。
- 8.3 資格ある普通会員は、総会において 1 個の議決権を有する。
- 8.4 資格ある普通会員が総会に直接又はオンラインにより出席できないときは、出席する他の資格を有する普通会員の代表者に投票権を与えることができる。この場合における委任状は、当該特定の総会に限られるものとする。
- 8.5 資格ある普通会員が総会に直接又は委任状により出席できないときは、総会前に認められた指示書に従って電子的方法により投票することができる（後記 10 参照）。
- 8.6 委任状の通知は、既定の様式に従って登録し、連盟宛てに電子的方法で、総会前日の

³（訳注） auditor, Comptroller, treasurer の用語が登場し、その区別が不分明であるが、順に「監査人」「検査役」「財務責任者」として訳出している。

中央欧州時間で午後 11 時 59 分より前に必着とする。この期限を徒過した委任状は無効とする。他の様式による委任状は無効とする。

- 8.7 総会に出席する普通会員の委任状による出席は 3 名以内とする。
- 8.8 総会に出席できる資格ある普通会員は、既定の様式により登録し、当該議事の最終時点において、会議を主宰する連盟宛てに秘密裏に投票することができる。
- 8.9 総会にオンライン出席ができる資格ある普通会員は、既定の電子的手続により登録し、当該議事の最終時点において、会議を主宰する連盟宛てに連絡した上、総会前に認められた指示書に従って電子的方法により投票することができる（後記 10、電子的方法によるものは後記 9 参照）。
- 8.10 決議の投票は、指名された代議員による総投票数の過半数をもって行う。但し、理事会からの除名、連盟規約の変更、連盟の解散に関する議決権行使の場合は、この限りではない。但書き記載の決定は、指名された代議員による総投票数の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

9. 理事会の選挙

- 9.1 理事会の少なくとも 3 名の選挙は、可能な限り、年次総会において毎回行う。これは、ある年に、理事長、事務局長、財務責任者、副理事長 3 名及び理事 2 名を選任し、副理事長 2 名及び別の理事 3 名が別の年に選任することにより、理事会の継続性を確保することにある。例外として、理事の欠員に関する選挙は、完全にオンライン出席で行わないことを条件に、別の総会時に行うことができる。
- 9.2 選挙手続は、連盟規約に従い、会員 3 名からなる指名委員会及び会員 2 名からなる選挙委員会が運営し監督するものとする。
- 9.3 指名委員会は、総会の 2 か月前に理事会に指名を呼びかけ、総会の 6 週間前に締め切る。この指名の呼びかけは、会員への e メールで行い、連盟のウェブサイト及びオンライン・プラットフォームにおいて、手続に関する詳細とともに掲示する。
- 9.4 指名時点において資格ある普通会員の代表者による指名のみが受理される。
- 9.5 指名は、資格ある他の普通会員による指示を必要とし、これがある指名が受理される。
- 9.6 指名について、その様式の一部しか記載されず、誤記があるとき、指名委員会により拒絶される。
- 9.7 指名の様式は英語のみとする。
- 9.8 立候補者は、理事会の空席の一つにのみ指名されるものとする。
- 9.9 現理事は、他の基準を満たす限り、再度指名されるが、連続 2 期超えることはできない。指名委員会の委員は、理事会の選挙に立候補することはできない。
- 9.10 指名された立候補者が、その嘱する団体の理事長、理事長、業務執行責任者、理事又はこれに準ずる地位にあるときは、申請書は、当該指名団体の理事長の署名をもって送付されなければならない。
- 9.11 指名委員会は、規約及び細則に定める関連条項に基づき候補者の資格を審査し、姉妹又は指示する団体を含めて候補者全員の一覧を作成し、これを総会への出席要請と共に全会員に周知する。
- 9.12 総会において、理事会の空席に関する投票は個別に行う。指定された代議員の総投票

数の 50 パーセントを 1 票超える得票により選出される。

- 9.13 資格ある普通会員が総会に直接又はオンラインにより出席できないときは、出席する他の資格を有する普通会員の代表者に投票権を与えることができる。この場合における委任状は、包括委任ではなく、当該特定の総会における特定の決定に限らなければならない。
- 9.14 前項の委任状は、既定の様式に従って登録し、連盟宛てに電子的方法で、総会前日の中央欧州時間で午後 11 時 59 分より前に必着とする。この期限を徒過した委任状は無効とする。他の様式による委任状は無効とする。
- 9.15 資格ある普通会員が総会に直接又は委任状により出席できないときは、総会前に認められた指示書に従って電子的方法により投票することができる（後記 10 参照）。
- 9.16 総会に出席できる資格ある普通会員は、既定の様式により登録し、当該議事の最終時点において、選挙委員会宛てに秘密裏に投票することができる。
- 9.17 総会にオンライン出席ができる資格ある普通会員は、既定の電子的手続により登録し、当該議事の最終時点において、選挙委員会宛てに連絡した上、総会前に認められた指示書に従って電子的方法により投票することができる（後記 10 参照）。
- 9.18 選挙委員会は、理事会の選挙手続を監督し、その結果を総会に伝達する。

10. 電子投票

- 10.1 電子投票手続は、総会前に確立し、普通会員に伝達する。電子投票手続は、細則 8 及び 9 に定める目的で実施される。
- 10.2 連盟から伝達する情報には、選挙委員会の構成及び e メールアドレスはもちろん、使用される特定のソフトウェア、使用に関する指示、種々の投票手続の締切期限が含まれるものとする。

11. 特定の理事会役員の仕事

11.1 理事長は

- 連盟の最高責任者である。
- 理事会の適切な運営に責任を有する。
- 連盟規約及び連盟細則を遵守する。
- 政府当局、国連薬物犯罪事務所（UNODC）その他機関など対外的に連盟を代表する。
- 理事会、総会、ウィーンにおける非公式会合を招集し、出席し、議長を務める。
- 現会員、入会見込みの会員、その他 NGO 委員会と効果的な意思疎通を保つ。
- 細則に定めのない事項につき、理事会の他委員の主たる職務を指定又は変更する。必要なときはいつでも、副理事長の一人を代理に指定することができる。
- ウィーンで常時活動できることを要する。

11.2 副理事長は

- その職務遂行において理事長を補佐する。

- 理事長が不在のときは、理事長代理として職務を遂行する。
- 連盟の年次総会のため少なくとも年1回のウィーン訪問が求められる。

11.3 事務局長は

- 総会、理事会及び非公式会合の準備を監督する。
- 連盟のウェブサイト情報を監督する。
- 理事会、総会及び非公式会合の議事録を適切に作成し保管する。
- 連盟細則に従い、団体会員との意思疎通を監督する。
- 進行中の事業を運営する理事長を補佐する。
- ウィーンで常時活動できることを要する。

11.4 財務責任者は

- 連盟の財産の適切な運用及び口座の管理に責任を負う。
- 会員資格の得喪手続を監督する。
- 会員の登録、会費の支払状況を監督する。
- 当年度の予算及び財政状態の定期的更新を準備し総会に提示する。
- 会計書類、領収証及び支出、会費に関する適切なシステムを維持し、財政に関する調査に対して迅速に回答する。
- 銀行預金口座の管理及び連盟の支出に責任を負う。
- 資金調達の努力を支援する。
- 連盟の預金口座に対する毎年の監査に資するため指名された監査人と協働する。
- ウィーンで常時活動できることを要する。

11.5 理事は

- 主題及び会員の拡大に関する連盟の活動を支援する。
- 理事会に出席する。
- 連盟の年次総会のため少なくとも年1回のウィーン訪問が求められる。

12. 財政運営

12.1 連盟の会計年度は暦年とする。

12.2 連盟の預金口座からの支出は、領収証、請求書の同意、関連証憑その他必要な情報に基づいて行う。

12.3 支出の内 3,000 ユーロまでのものは、請求書及び記録は、再検査のため理事長及び財務責任者に送付される。理事長から 72 時間以内に異議がなされいときは、当該支出は、財務責任者による書面による承認手続に進む。規約により、理事長の再検査ができないときは、副理事長の一人又は事務局長が財務責任者と連名で署名する。

12.4 支出の内 3,000 ユーロを超える支出は、請求書及び記録は、再検査のため理事会に送付される。理事会から 72 時間以内に異議がなされいときは、当該支出は、財務責任者による書面による承認手続に進む。

12.5 財務責任者は、オンライン銀行システムによる連盟の支払に責任を負う。

13. 宣言の作成及び承認

- 13.1 連盟は、国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）の会議その他国際的行事やその過程において、口頭又は書面による声明をよく求められる。
- 13.2 連盟理事会は、理事が指名発表者になることに同意する。どの理事も出席できないときは、理事会は、できるだけ会員の中から、連盟を代表する第三者を選定する。
- 13.3 指名された個人は、連盟の方針に沿って、連盟の会員内で調和の取れた広い見通しを反映する声明を起案する。国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）など最も重要な声明の起案については、作業部会を置くこととする。
- 13.4 声明の草案は、何重もの過程を経て合意に達する前に、意見と助言を求めるため、理事会に e メールにて共有する。
- 13.5 声明の最終草案は、e メールで会員を共有し、声明後に連盟のウェブサイトに掲載する。

14. 主要な行事の代表

- 14.1 連盟は、犯罪防止刑事司法その他関連する国連の主要な行事に出席登録する。連盟は、これら行事に参加するための個人の費用を負担しない。代表者の人数は、連盟を代表するに必要性に応じて定め、異なる行事に適用される規則によって異なる。
- 14.2 原則として、行事に参加する意向の会員は、国連薬物犯罪事務所市民社会チーム（又はニューヨークの国連市民社会部門）が明示しているように、通常の NGO 登録ルートを通じて登録する。
- 14.3 連盟の代表団は、次のものを含む。
 - 理事長又は特定の目的のために連盟を代表する理事会のその他の理事
 - 例えば連盟を代表するため特別に正当な必要性に基づいて指名された個人。理事会の一員が出席できないときは、特定の会議に専門家の意見を送ること。

15. 政策及び戦略の策定

- 15.1 理事会は、総会の要請又は自らの意思により、政策及び戦略に関する文書の草案を作成する。
- 15.2 前項の場合、理事会は、e メールで会員と情報共有する草案を作成する。同 e メールから 2 週間以内に提出される資格ある普通会员の意見を考慮する。理事会は、できる限り異なる意見の調整を図りつつ連盟の立場を考慮しながら、提出される意見に対してできる限り対処する。
- 15.3 前項の目的を達成するため、団体会員の回答がない場合は、草案に同意したものとみなす。

16. 改正

- 16.1 連盟の細則又は規約を改正する決議案は、資格ある普通会员により、次の総会の 5 週間前までに e メールにて、理事会に提出されなければならない。
- 16.2 提案された細則の改正は、全員の同意又は総投票数の過半数をもって承認されることにより、その効力を生じる。細則を改正するときは、連盟規約に反しないよう留意し

2020年5月13日時点

文責 山下輝年（2020.5.17 時点の仮訳）

なければならない。

16.3 連盟規約の変更は、総会において全員の同意又は総投票数の $\frac{3}{2}$ の多数をもって承認されなければならない。

以 上